

## 第26回 釧路市農業委員会総会議事録

1. 日 時	令和2年5月28日 13:30~15:00																							
2. 場 所	釧路市役所本庁舎 議会議場																							
3. 出席委員	<table><tbody><tr><td>1番 志賀 忠浩委員</td><td>2番 山崎 隆史委員</td><td>3番 福西 範委員</td></tr><tr><td>4番 成田 俊英委員</td><td>5番 大坂 博文委員</td><td>6番 金子 靖委員</td></tr><tr><td>7番 村上 正人委員</td><td>8番 佐藤 裕司委員</td><td>9番 稲場 洋二委員</td></tr><tr><td>10番 細川 裕委員</td><td>11番 野村 照明委員</td><td>12番 大畠 礼子委員</td></tr><tr><td>13番 松下 裕幸委員</td><td>14番 菊池 利治委員</td><td>15番 熊坂 隆雄委員</td></tr><tr><td>16番 田井 克廣委員</td><td>17番 野澤 獻委員</td><td>18番 廣瀬女公美委員</td></tr><tr><td>19番 佐藤 泰正委員</td><td>21番 浅野 徳昭委員</td><td>20番 清水 幸治委員</td></tr></tbody></table>			1番 志賀 忠浩委員	2番 山崎 隆史委員	3番 福西 範委員	4番 成田 俊英委員	5番 大坂 博文委員	6番 金子 靖委員	7番 村上 正人委員	8番 佐藤 裕司委員	9番 稲場 洋二委員	10番 細川 裕委員	11番 野村 照明委員	12番 大畠 礼子委員	13番 松下 裕幸委員	14番 菊池 利治委員	15番 熊坂 隆雄委員	16番 田井 克廣委員	17番 野澤 獻委員	18番 廣瀬女公美委員	19番 佐藤 泰正委員	21番 浅野 徳昭委員	20番 清水 幸治委員
1番 志賀 忠浩委員	2番 山崎 隆史委員	3番 福西 範委員																						
4番 成田 俊英委員	5番 大坂 博文委員	6番 金子 靖委員																						
7番 村上 正人委員	8番 佐藤 裕司委員	9番 稲場 洋二委員																						
10番 細川 裕委員	11番 野村 照明委員	12番 大畠 礼子委員																						
13番 松下 裕幸委員	14番 菊池 利治委員	15番 熊坂 隆雄委員																						
16番 田井 克廣委員	17番 野澤 獻委員	18番 廣瀬女公美委員																						
19番 佐藤 泰正委員	21番 浅野 徳昭委員	20番 清水 幸治委員																						
	(以上 21名)																							
4. 欠席委員	なし																							
5. 参与者	<p>農業委員会事務局 事務局長 山根 憲治 次長 秋元 公宏 次長 高山 直樹</p>																							
	(以上 3名)																							
	<p>会議録署名委員の指名 12番 大畠 礼子委員 13番 松下 裕幸委員</p>																							
6. 議事日程	<p>会期決定について 令和2年 5月 28日 (1日)</p> <p>議案第123号 現況証明願について</p> <p>議案第124号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査について</p> <p>議案第125号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>議案第126号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について</p>																							

議長 野村会長	それでは、時間になりましたので、始めさせて頂きます。 お忙しいところ、お集まり頂き、ありがとうございます。 只今より第26回釧路市農業委員会総会を開催致します。 本日の出席者は21名です。 議事録署名人に12番、大畠礼子委員、13番、松下裕幸委員を指名しますので、 よろしくお願ひ致します。 なお、会期は本日5月28日の1日と致します。 それでは、事務局より会務概要報告をお願いします。
事務局 山根事務局長	会務概要報告を行います。 議案書の2ページをご覧下さい。
	(以下 会務概要報告)
議長 野村会長	ただいま会務概要報告がありましたが、報告内容について、何か聞きたいことはありませんか。
委員 委員一同	なし
議長 野村会長	質問がないようですので、それでは議案の審議に入ります。 議案第123号「現況証明願」について事務局より説明して下さい。
事務局 山根事務局長	それでは、議案書の3ページにございます、議案第123号「現況証明願」について説明致します。 土地の地目変更に関する登記を申請する場合、その公簿地目が畑や牧場などの農地であったときは、農業委員会が証する土地の現況情報が必要となります。 今回は、釧路地区で2件と阿寒地区で1件と音別地区で4件の申請がございました。 議案書4ページの表の1番は、資料が6ページと7ページにございます。 公簿地目が畑である、[REDACTED]、の一筆、[REDACTED]m <sup>2</sup> の土地について、所有者である[REDACTED]氏の代理人である、[REDACTED]氏から現況証明願がございました。 5月19日、釧路地区の農業委員3名と事務局職員2名で現地調査を実施した結果、利用状況は、農地採草放牧地以外の原野であると確認致しました。 次に、表の2番は、資料が6ページと8ページにございます。 公簿地目が牧場である、[REDACTED]、の一筆、[REDACTED]m <sup>2</sup> の土地について、所有者である[REDACTED]氏の代理人である、[REDACTED]氏から現況証明願がございました。 調査日及び調査委員は1番と同じです。 利用状況は、農地採草放牧地以外の原野であると確認致しました。 次に、表の3番は、資料が9ページと10ページにございます。 公簿地目が牧場及び畑である、[REDACTED]、他3筆、合計[REDACTED]m <sup>2</sup> の土地について、所有者である[REDACTED]氏より現況証明願がございました。 5月14日、阿寒地区の農業委員3名と事務局職員2名で現地調査を実施した結果、利用状況は、農地採草放牧地以外の山林であると確認致しました。

次に、議案書5ページの表の4番は、資料が11ページから13ページにございます。

公簿地目が牧場及び畑である、[REDACTED]、他7筆、合計[REDACTED]m<sup>2</sup>の土地について、所有者である[REDACTED]より現況証明願がございました。

いずれも、令和2年5月18日に音別地区の農業委員3名と事務局職員2名で現地調査を実施した結果、利用状況は、農地採草放牧地以外の公衆用道路であると確認致しました。

次に、表の5番は、資料が11ページと14ページにございます。

公簿地目が公衆用道路である、[REDACTED]、他1筆、合計[REDACTED]m<sup>2</sup>の土地について、所有者である[REDACTED]より現況証明願がございました。

調査日及び調査委員は4番と同じです。

利用状況は、農地採草放牧地以外の公衆用道路であると確認致しました。

次に、表の6番は、資料が11ページと15ページにございます。

公簿地目が原野である、[REDACTED]、の一筆、[REDACTED]m<sup>2</sup>の土地について、所有者である[REDACTED]の代理人である、[REDACTED]から現況証明願がございました。

調査日及び調査委員は4番と同じです。

利用状況は、農地採草放牧地以外の雑種地であると確認致しました。

次に、表の7番は、資料が16ページから18ページにございます。

公簿地目が畑である、[REDACTED]、他4筆、合計[REDACTED]m<sup>2</sup>の土地について、所有者である[REDACTED]氏より現況証明願がございました。

調査日及び調査委員は4番と同じです。

利用状況は、農地採草放牧地以外の山林であると確認致しました。

以上、7件の「現況証明願」について、ご審議のほど、よろしくお願ひ致します。

議長

野村会長

委員

清水委員

ただいま「現況証明願」について説明がありましたが、1番と2番の現地調査結果について、調査委員長の清水幸治委員から報告をお願いします。

議案第123号「現況証明願」の1番及び2番について報告いたします。

まず、1番の調査報告です。

願い出がありました[REDACTED]は、[REDACTED]氏が所有する、公簿地目が畑で農振農用地の市街化調整区域にある面積[REDACTED]m<sup>2</sup>の土地であります。

令和2年5月19日、釧路地区農業委員3名、事務局職員2名で現地調査を実施したところ、農地採草放牧地以外で、利用状況は原野であることを確認しました。

次に2番ですが、願い出がありました[REDACTED]は、[REDACTED]氏が所有する、公簿地目が牧場で農振農用地の市街化調整区域にある面積[REDACTED]m<sup>2</sup>の土地であります。

調査日及び調査委員は、1番と同じであり、現地調査の結果、農地採草放牧地以外で、利用状況は原野であることを確認しました。

以上、調査報告しますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

野村会長

清水委員、ありがとうございました。

次に、3番の現地調査結果について、調査委員長の大畠礼子委員から報告をお願いします。

委員  
大畠委員

議案第123号「現況証明願」の3番について報告致します。

本件は、[REDACTED]氏が所有する、公簿地目が牧場、農振農用地区域外にある、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]の3筆、面積は合計して[REDACTED]m<sup>2</sup>、及び、公簿地目が畑、農振農用地区域外にある、[REDACTED]、面積は[REDACTED]m<sup>2</sup>の土地についてであります。令和2年5月14日、阿寒地区農業委員3名、事務局職員2名で現地調査を行った結果、当該地はすべて農地採草放牧地以外で、利用状況は、いずれも山林であることを確認致しました。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひ致します。

議長  
野村会長

大畠委員、ありがとうございました。

次に、4番から7番の現地調査結果について、調査委員長の志賀忠浩委員から報告をお願いします。

委員  
志賀委員

議案第123号「現況証明願」の4番から7番までの調査報告を致します。

いずれも、令和2年5月18日、音別地区委員3名と事務局職員2名で現地調査を実施いたしました。

まず、4番の調査報告をいたします。

所在地は、[REDACTED]、他7筆、合計[REDACTED]m<sup>2</sup>で公簿地目が牧場及び畑、所有者及び申請者は[REDACTED]より、地目変更のための「現況証明願」の提出があり、調査の結果、該当地は農地採草放牧地以外で、利用状況は公衆用道路であることを確認いたしました。

続いて5番の調査報告をいたします。

所在地は、[REDACTED]、他1筆、合計[REDACTED]m<sup>2</sup>で公簿地目が公衆用道路、所有者及び申請者は[REDACTED]より、現況確認のための「現況証明願」の提出がありました。

調査の結果、該当地は農地採草放牧地以外で、利用状況は公衆用道路であることを確認いたしました。

次に6番の調査報告をいたします。

所在地は、[REDACTED]、面積[REDACTED]m<sup>2</sup>で公簿地目が原野となっており、所有者は[REDACTED]、申請者は[REDACTED]より、現況確認のための「現況証明願」の提出がありました。

調査の結果、該当地は農地採草放牧地以外で、利用状況は雑種地であることを確認いたしました。

次に7番の調査報告をいたします。

所在地は、[REDACTED]、他4筆、合計[REDACTED]m<sup>2</sup>で公簿地目が畑となっており、所有者及び申請者は[REDACTED]氏より、地目変更のための現況証明願の提出がありました。

調査の結果、該当地は農地採草放牧地以外で、利用状況は山林であることを確認いたしました。

以上、現地調査結果について報告をいたしますので、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長  
野村会長

志賀委員、ありがとうございました。  
それでは、議案第123号「現況証明願」について一括して審議致します。  
質問、意見を求めます。

委員  
委員一同

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、採決致します。  
議案第123号「現況証明願」の1番から7番について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長  
野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第123号「現況証明願」の1番から7番については、原案のとおり決定致します。

それでは、次に、議案第124号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」について事務局より説明して下さい。

事務局  
山根事務局長

それでは、議案書の19ページにございます、議案第124号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」についてご説明致します。

農用地の賃貸借を合意解約した場合、賃貸人、賃借人の当事者は、その旨を農業委員会に通知し、農業委員会は北海道農地法関係事務処理要領に基づき、その解約が農地法第18条第1項による北海道知事の許可を要しないものか、審査することになります。

今回は、釧路地区で3件の通知がございました。

議案書20ページの表の1番は、資料が21ページから23ページにございます。

████████氏が所有する、████████、他1筆、合計████m<sup>2</sup>の農用地について、同氏の代理人であります、農地利用集積円滑化団体の████████と、借主であります████████との間で、令和2年5月1日に合意解約を行い、同日通知がございました。

次に、表の2番は、資料が21ページと24ページにございます。

████████氏が所有する、████████、の一筆、████m<sup>2</sup>の農用地について、同氏の代理人であります、農地利用集積円滑化団体の████████と、借主であります████████氏との間で、令和2年5月1日に合意解約を行い、同日通知がございました。

次に、表の3番は、資料が21ページと25ページにございます。

████████氏が所有する、████████、他1筆、合計████m<sup>2</sup>の農用地について、同氏の代理人であります、農地利用集積円滑化団体の████████と、借主であります████████氏との間で、令和2年5月1日に合意解約を行い、同日通知がございました。

以上、3件の「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」についてご審議のほど、よろしくお願ひ致します。

議長  
野村会長

ただいま説明がありました、議案第124号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」について審議致しますが、1番から3番につきましては、農地利用集積円滑化団体である [REDACTED] の関係であり、大畠礼子委員、佐藤泰正委員、浅野徳昭委員は議事参与の制限にあたり、また1番は、[REDACTED] の関係で、清水幸治委員が議事参与の制限となりますので、まず1番を審議した後に、2番と3番を一括で審議することとしますので、大畠委員、佐藤泰正委員、浅野委員、清水委員は退室をお願い致します。

(大畠委員、佐藤泰正委員、浅野委員、清水委員退室)

議長  
野村会長  
委員  
委員一同

それでは、1番を審議いたします。  
質問、意見を求めます。

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、採決致します。  
議案第124号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」の1番について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(挙手)

議長  
野村会長

賛成多数で賛成と認め、議案第124号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」の1番については、原案のとおり決定致します。  
清水委員は入室して下さい。

(清水委員入室)

議長  
野村会長  
委員  
委員一同

1番は、原案のとおり決定致しました。  
次に、2番と3番を一括して審議致します。  
質問、意見を求めます。

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、採決致します。  
議案第124号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」の2番と3番について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(挙手)

議長  
野村会長

賛成多数で賛成と認め、議案第124号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」の2番と3番については、原案のとおり決定致します。

退室されている委員の皆さん入室下さい。

(大畠委員、佐藤泰正委員、浅野委員入室)

議長

野村会長

議案第124号は、原案のとおり決定致しました。

それでは、次に、議案第125号「農地法第3条の規定による許可申請」について審議致します。

事務局より説明して下さい。

事務局

山根事務局長

それでは、議案書の26ページにございます、議案第125号「農地法第3条の規定による許可申請」についてご説明致します。

農用地を売買などで所有権移転をする場合や貸借で権利を設定する場合、当事者は農業委員会の許可を受けなければなりません。

今回は、阿寒地区で1件の許可申請がありました。

お手元に配付しております、農地法第3条調査書も併せてご確認下さい。

議案書27ページの表の1番は、資料が28ページから34ページにございます。

氏が所有する、他14筆、合計m<sup>2</sup>の農用地について、に、年間円で賃貸借を行うものでございます。

以上、1件の「農地法第3条の規定による許可申請」について、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長

野村会長

ただいま説明がありました「農地法第3条の規定による許可申請」について、調査委員長の稻場洋二委員から報告をお願いします。

委員

稻場委員

議案第125号「農地法第3条の規定による許可申請」について調査報告を致します。

1番の申請の内容は、氏が所有する他14筆、合計m<sup>2</sup>の農用地について、に年間円で賃貸借を行うものでありますが、令和2年5月14日、阿寒地区農業委員3名及び事務局職員2名で現地調査を行った結果、当該申請地については、今後も農用地として適正に利用、管理されるものと認められ、農地法の第3条の許可要件をすべて満たしておりますことから、許可相当という結論となりました。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

野村会長

稻場委員、ありがとうございました。

それでは、議案第125号「農地法第3条の規定による許可申請」について審議致しますが、の関係で大畠礼子委員、佐藤泰正委員、浅野徳昭委員に関する案件であり、それぞれ議事参与の制限にあたりますので、大畠委員、佐藤泰正委員、浅野委員は退室をお願い致します。

(大畠委員、佐藤泰正委員、浅野委員退室)

議長

野村会長

それでは、審議致します。

質問、意見を求めます。

委員  
委員一同

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第125号「農地法第3条の規定による許可申請」について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(挙手)

議長  
野村会長

賛成多数で賛成と認め、議案第125号「農地法第3条の規定による許可申請」については、原案のとおり決定致します。

退室されている委員の皆さん入室して下さい。

(大畠委員、佐藤泰正委員、浅野委員入室)

議長  
野村会長

議案第125号は、原案のとおり決定致しました。

それでは、次に、議案第126号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」について審議致します。

事務局より説明して下さい。

事務局  
山根事務局長

それでは、議案書の35ページにございます、議案第126号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」についてご説明致します。

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を定めた市町村が農用地利用集積計画を定める場合、農業委員会の決定を経るものとされております。

今回は、阿寒地区で6件と音別地区で6件の計画がございます。

お手元に配付しております、農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書も併せてご確認下さい。

議案書36ページの表の1番は、資料が40ページから42ページにございます。

[REDACTED] 氏が所有する、[REDACTED]、他11筆、合計 [REDACTED] m<sup>2</sup> の農用地について、[REDACTED] 氏との間で、年間 [REDACTED] 円、期間は5年間で賃貸借を行うものです。

次に、表の2番ですが、資料は40ページと43ページと44ページにございます。

[REDACTED] 氏が所有する、[REDACTED]、他3筆、合計 [REDACTED] m<sup>2</sup> の農用地について、[REDACTED] 氏との間で、年間 [REDACTED] 円、期間は5年間で賃貸借を行うものです。

次に、表の3番ですが、資料は40ページと45ページと46ページにございます。

[REDACTED] 氏が所有する、[REDACTED]、他4筆、合計 [REDACTED] m<sup>2</sup> の農用地について、[REDACTED] 氏との間で、年間 [REDACTED] 円、期間は5年間で賃貸借を行うものです。

次に、表の4番ですが、資料は47ページと48ページにございます。

[REDACTED] 氏が所有する、[REDACTED]、他2筆、合計 [REDACTED] m<sup>2</sup> の農用地について、[REDACTED] 氏との間で、年間 [REDACTED] 円、期間は5年間で賃貸借を行うものです。

次に、議案書37ページの表の5番ですが、資料は47ページと49ページと50ページにございます。

氏が所有する、[REDACTED]、他3筆、合計 [REDACTED] m<sup>2</sup>の農用地について、[REDACTED] 氏との間で、年間 [REDACTED] 円、期間は5年間で賃貸借を行うものです。

次に、表の6番ですが、資料は47ページと51ページと52ページにございます。

氏が所有する、[REDACTED]、他9筆、合計 [REDACTED] m<sup>2</sup>の農用地について、[REDACTED] 氏との間で、年間 [REDACTED] 円、期間は5年間で賃貸借を行うものです。

次に、表の7番ですが、資料は53ページと54ページにございます。

[REDACTED] が所有する、[REDACTED]、他3筆、合計 [REDACTED] m<sup>2</sup>の農用地について、[REDACTED] 氏との間で年間 [REDACTED] 円、期間は4年9カ月で賃貸借を行うものです。

次に、表の8番ですが、資料は53ページと55ページと56ページにございます。

[REDACTED] が所有する、[REDACTED]、他5筆、合計 [REDACTED] m<sup>2</sup>の農用地について、[REDACTED] 氏との間で、年間 [REDACTED] 円、期間は4年9カ月で賃貸借を行うものです。

次に、議案書38ページの表の9番ですが、資料は53ページと57ページと58ページにございます。

[REDACTED] が所有する、[REDACTED]、他19筆、合計 [REDACTED] m<sup>2</sup>の農用地について、[REDACTED] 氏との間で、年間 [REDACTED] 円、期間は4年9カ月で賃貸借を行うものです。

次に、表の10番ですが、資料は59ページと60ページにございます。

[REDACTED] が所有する、[REDACTED]、他6筆、合計 [REDACTED] m<sup>2</sup>の農用地について、[REDACTED] 氏との間で、年間 [REDACTED] 円、期間は4年9カ月で賃貸借を行うものです。

次に、表の11番ですが、資料は59ページと61ページにございます。

[REDACTED] が所有する、[REDACTED]、の一筆、[REDACTED] m<sup>2</sup>の農用地について、[REDACTED] 氏との間で、年間 [REDACTED] 円、期間は4年9カ月で賃貸借を行うものです。

次に、議案書39ページの表の12番ですが、資料は62ページから69ページにございます。

[REDACTED] が所有する、[REDACTED]、他21筆、合計 [REDACTED] m<sup>2</sup>の農用地について、[REDACTED] 氏との間で、年間 [REDACTED] 円、期間は4年9カ月で賃貸借を行うものです。

以上、12件の「農用地利用集積計画の決定」についてご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長

野村会長

ただいま説明のありました「農用地利用集積計画の決定」について審議致しますが、9番につきましては、村上正人委員、本人に関する案件であり、議事参与の制限にあたります。

従いまして、まず9番を審議した後に、1番から8番と10番から12番を一括で審議することとしますので、村上委員は退室をお願い致します。

(村上正人委員退室)

議長

野村会長

委員

委員一同

それでは、9番を審議いたします。  
質問、意見を求めます。

なし

議長

野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第126号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の9番について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(挙手)

議長

野村会長

賛成多数で賛成と認め、議案第126号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の9番については、原案のとおり決定致します。

村上委員は入室して下さい。

(村上正人委員入室)

議長

野村会長

9番は、原案のとおり決定致しました。

次に、1番から8番と10番から12番を一括して審議致します。

質問、意見を求めます。

委員

委員一同

なし

質問がないようですので、採決致します。

議案第126号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の1番から8番、および10番から12番について原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長

野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第126号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の1番から8番、および10番から12番については原案のとおり決定致します。

これを持ちまして、本日の議事の全てが終了いたしましたが、他に何かございませんか。

なければ本日の総会は閉会といたします。

以上会議の顛末を記載し、真正であることを認めます。

令和2年 5月 28日

議長 野村選一郎

署名委員 大畠れい子

署名委員 松下祐幸